

福島県海外連携型再生可能エネルギー関連
研究開発支援事業補助金

令和3年度事業計画書募集要領

事業申請書受付期間 : 令和3年2月18日(木)～4月9日(金) 17:00必着
申請をお考えの方は、事前にお問い合わせください。

※本公募は令和3年度当初予算の成立を前提としています。予算成立状況により、内容に変更が生じる場合があります。

福島県

商工労働部 産業創出課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

電話 : 024-521-8286

F A X : 024-521-7932

I. 制度の概要

1 趣旨

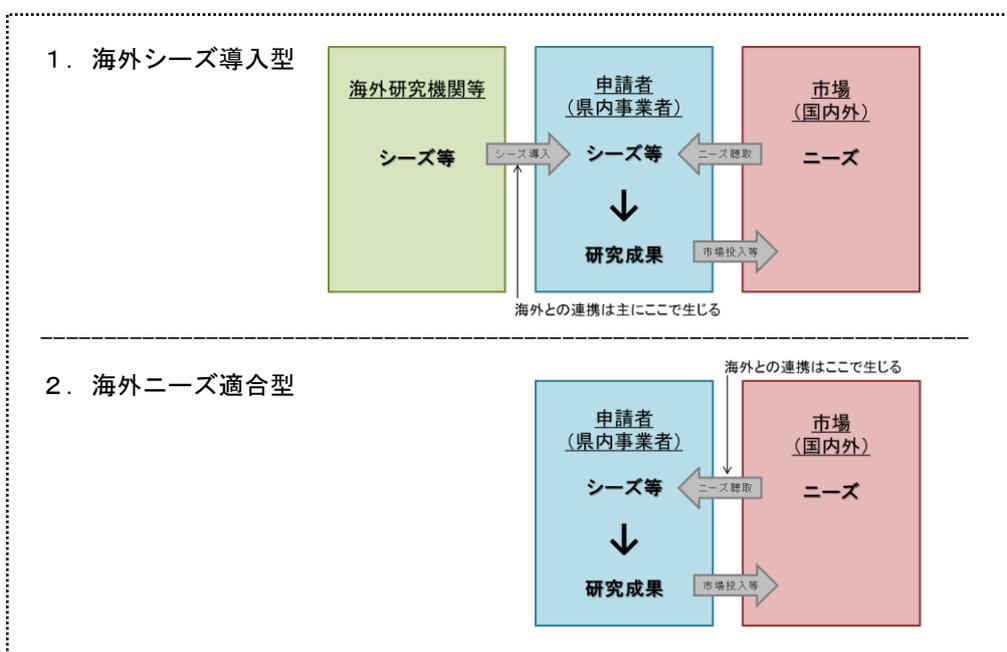
県は、再生可能エネルギー利用及び循環型社会、低炭素化社会実現に向け、再生可能エネルギー等技術に関連する、海外の研究機関、事業者又は大学等と連携した研究開発を促進することを目的として、県内事業者に対し、補助金を交付します。

2 対象となる事業

(1) 対象事業は、以下に示す海外連携型研究開発事業であってP. 3に示す再生可能エネルギー等技術分野に関するものをP. 3に示す覚書締結先事業者等と行うものとします。

海外連携型研究開発事業

研究分類	内 容
海外シーズ導入型	国内又は海外市場において、一定程度のニーズが見込まれる技術分野に関し、海外研究機関等が持つ技術シーズ又は製品若しくはサービスの提供の用に供する物品等（以下「技術シーズ等」という。）を、自らが持つ技術シーズ等と組み合わせることにより当該ニーズに適合させ、その技術シーズ等を改良し又は新たな技術シーズ等を開発することを目的とした、海外研究機関等と連携して行う研究又は開発。
海外ニーズ適合型	海外市場において、一定程度のニーズが見込まれる技術分野に関し、自らが持つ技術シーズ等を当該ニーズに適合させることにより、その製品を改良し又は新たな製品を開発することを目的とした、海外研究機関等と連携して行う研究又は開発。



再生可能エネルギー等技術分野

エネルギー技術分野	内 容
創エネルギー技術	太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー関連技術
I T 関連技術(スマートコミュニティに関連するものに限る)	EMS (HEMS、BEMS、CEMS) 等、スマートコミュニティ関連技術
蓄エネルギー技術	リチウム二次電池、アルカリ二次電池等関連技術
省エネルギー技術	LED 照明、ヒートポンプ、エコ製品等関連技術

覚書締結先事業者等

1	ドイツ連邦共和国ノルトライン＝ヴェストファーレン州に主たる事業所を置く事業者又は大学等
2	ドイツ連邦共和国ハンブルク州に主たる事業所を置く事業者又は大学等
3	スペイン王国バスク州に主たる事業所を置く事業者又は大学等
4	デンマーク王国に主たる事業所を置く事業者又は大学等
5	フラウンホーファー研究機構

(2) 対象事業は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。

ア 実施する開発プロジェクトのリスクが高いため、対象者の自己資金だけでは実施が困難な開発内容であること。

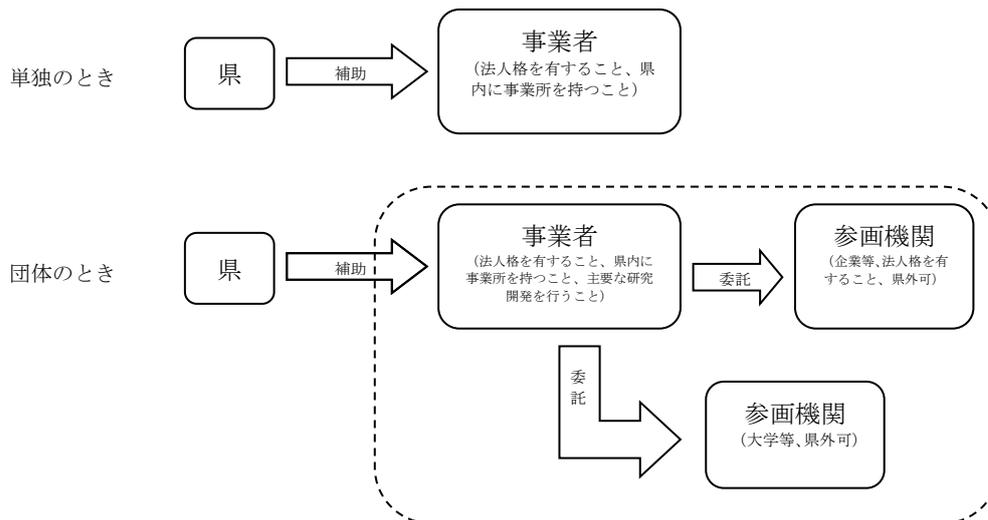
イ 対象となる開発プロジェクトについて、当該年度において同時に他の公的な補助金等の交付を受けていないこと。

※なお、研究開発の促進を目的とした補助事業であるため、単なる海外研究機関等への視察や海外展示会への出展と認められるものについては、本事業の対象となりません。

3 対象者

(1) 対象者は、県内事業者で、県内において地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項に規定する地域経済牽引事業計画（再生可能エネルギー等分野）の承認を受けている事業者です。事業者は、その他の者（参画機関）と共同で事業を実施することが可能ですが、県内事業者等の場合は代表となる事業者が、県内に事業所がある必要があります。なお、研究開発の主要な部分を、代表となる事業者が県内で実施することが必要です。

また、連携先研究機関とのコンタクトや研究内容に関する調整は申請者に行っていただきます。



※事業期間中、県または管理業務委託団体が、補助事業に関する事務や事業の進捗管理について必要に応じ指導・助言を行います。

(2) 対象者は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。

ア 補助事業を的確に遂行するため、必要な技術的能力を有すること。

イ 補助事業を的確に遂行するため、十分な開発体制が構築されていること。

ウ 補助事業を的確に遂行するため、対象となる研究開発から事業化まで一貫してプロジェクト・マネジメントを行うための十分な管理体制が構築されていること。

エ 対象経費のうち自己資金の調達に関し、十分な経理的基礎を有すること。

(3) 本補助事業は、いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。

4 対象経費

(1) 対象経費は、次のとおりとします。

補助対象経費	内 容
旅 費	担当者及び海外研究機関等の研究者等に係る国内外の旅費及び宿泊費
報償費	海外研究機関等の研究者等から指導を受ける際に要する謝金
備品費 ※	機械設備の購入、試作、改良、据付又は修繕に要する経費
借料及び損料 ※	機械装置等の借用費
消耗品費 ※	原材料費及び消耗品費
外注費及び委託費 (再委託は対象外)	外注加工、委託分析、研究者等への研究委託、通訳、翻訳、旅行手配等に要する経費
通信運搬費	通信費、運搬費
展示会出展料	海外で開催される国際的な展示会等への出展に要する経費

※備品費、借料及び損料、消耗品費は、福島県内において実施される場合に限る。

(2) 前表に掲げるものであっても、次に掲げる経費については、対象経費から除きます。

ア 他からの転用が可能と認められる機械設備等

イ 対象となる開発プロジェクトの終了後、当該開発プロジェクトに係る事業化以外に容易に他への転用が可能と認められる機械設備等

ウ 使用実績の把握が困難な材料等

エ 補助金の交付決定日よりも前に生じた経費（例：交付決定以前より補助事業者が所有している原材料や消耗品を本事業に用いた場合、当該原材料や消耗品の調達に要した費用は、補助金の対象となりません。）

オ 補助金の交付決定日の属する年度の2月末日までに支払いが完了しない経費（全ての経費区分で、令和4年2月28日までに支払いできない経費は、補助金の対象となりません。）

カ 補助事業を実施するために直接必要な費用と認められないもの。

5 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から最長で当該年度の2月末日までとします。

6 状況報告

概ね補助事業期間の中間時期に、事業実施状況報告書により進捗状況を報告するものとします。

7 権利の帰属

補助事業の実施により得られた特許その他の産業財産権、著作権等（以下「産業財産権等」といいます。）の権利は、補助事業者（補助金交付先）に帰属するものとします。

8 補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表

補助事業者は、補助事業終了後（毎年度）、事業実績報告書を提出しなければなりません。また、事業成果を、発表していただく場合があります。発表の時期、場所、方法等については、別途指示します。

9 補助金の額、補助率

補助金の額は、3,000千円以内の額、補助率は、2/3（千円未満切り捨て）とします。

10 採択件数

5件程度を予定しています。

11 補助金の支払方法

補助事業の内容や補助対象経費の支払いを証明する書面（見積書、納品書、領収書等）を確認し、補助金を支払います。事業者と参画機関からなる団体の場合は、事業者以外の参画機関分についても確認する場合があります。

12 収益納付

補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合には、その収益の一部を県に納付していただくことがあります（納付額は補助金額以下）。

1.3 補助事業者の義務

補助事業者は、先に掲げた補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表並びに収益納付の他に、次に掲げる義務を負います。

- (1) 本補助金制度は、開発成果が商品となり、販売等によって普及することにより、政策的効果を発揮するものです。このため、**研究開発終了後、直ちに成果の事業化に努めなければなりません。**
- (2) 申請書の提出から補助事業の終了までの間に、補助事業の当初の経費配分やスケジュール等の実施内容に変更が生じる場合、又は補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合には、変更等の承認を得なければなりません。
- (3) 補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、届出をしなければなりません。
- (4) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。知事が別に定める期間以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません（補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。）。また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は県に納付しなければなりません。
- (5) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

1.4 選定方法

- (1) 県が設置する福島県海外連携型再生可能エネルギー関連研究開発支援事業審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）において書面審査及び申請者によるプレゼンテーション審査を行い、選定します。
- (2) 選定にあたっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事項について総合的に判断しますので、計画書作成とプレゼンテーションの際にご留意下さい。

	評価項目	評価内容
1	普及性	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ニーズがあり、本事業の成果をもとに、ビジネスとして展開できる見通しがあること。
2	革新性・優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案された技術・方法に革新性、優位性があり、再生可能エネルギー関連技術に対する外部波及性が高いこと。 ・事業の実施方法について、本事業の成果を高めるような効果的な工夫が見られること。
3	事業実施確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で達成すべき目標が明確になっていること。また、設定された目標を着実に達成するための解決方法、開発計画、連携先海外機関が適切であること。 ・研究開発成果の事業化に向けて取り組むことができる、資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること。 ・事業化に向けての計画（道筋、取組）が、開発計画、販売計画等、具体的であり、かつ、その内容が妥当であること。
4	経済効果	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県内の再生可能エネルギー普及や関連産業の育成・集積につながることを期待されること。 ・本事業の実施の成果から CO2 排出量の削減、本県における再生可能エネルギー普及への貢献が見込まれること。

15 スケジュール（予定）

- 2月18日（木）～ 4月9日（金） 申請受付期間
- 4月中旬 審査委員会の開催（書面審査、申請者によるプレゼンテーション）
- 4月中旬 審査結果（採択事業のみ）について、産業創出課ホームページにて公表
- 5月初旬 採択事業者へ交付決定通知・不採択事業者へ不採択通知の送付
補助事業開始

※新型コロナウイルス感染症の状況によって、申請者によるプレゼンテーションを取り止め、書面審査のみとする場合があります。

※採択決定後から補助金交付決定までの間に、県との協議を経て、事業規模実施体制、金額などに変更が生じる可能性があります。補助金交付に当たっての条件の協議が整い次第、補助金交付決定となり、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、条件が合致しない場合には、補助金交付の決定ができない場合もありますのでご了承ください。

16 本事業に関する問い合わせ先

福島県商工労働部産業創出課（〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16）
電 話 024-521-8286 / FAX 024-521-7932
電子メール saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp

Ⅱ．申請に必要な書類等

1 提出先及び問い合わせ先

福島県商工労働部産業創出課

〒960-8670（県庁専用郵便番号）

福島市杉妻町2-16

電話 024-521-8286

FAX 024-521-7932

電子メール saiene-sangyo@pref.fukushima.lg.jp

募集案内ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/fukushima-saiene/kaigai.html>

様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

2 事業計画書受付期間

受付期間 令和3年2月18日(木)～4月9日(金)（17：00必着）

※ 表1「福島県海外連携型再生可能エネルギー関連研究開発支援事業補助金の提出書類」を確認のうえ、漏れの無いようご注意ください。

3 結果の通知

審査結果については、採択事業者を産業創出課ホームページにて公表します。

また、後日採択事業者に交付決定通知・不採択事業者に不採択通知をそれぞれ送付します。

4 公表

採択となった場合には、企業名、研究開発テーマ名、所在地等を公表しますので、あらかじめご了承ください。

表1 福島県海外連携型再生可能エネルギー関連研究開発支援事業補助金の提出書類

提出書類	備考
1 福島県海外連携型再生可能エネルギー関連研究開発支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	提出部数
2 福島県海外連携型再生可能エネルギー関連研究開発支援事業計画書（様式第1号の別紙1） (1) 事業者の概要 (1)-1 申請者の概要 (1)-2 参画機関の概要（企業、団体等） (1)-3 連携対象機関の概要 (2) 申請する事業の内容 (3) 分担内容 (4) スケジュール (5) 事業概念図 (6) 収支計画（申請年度） (6)-1 申請者 (6)-2 参画機関 (7) 収支・財務状況	正本1部 副本8部
3 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の別紙2）	
4 役員一覧（様式第1号の別紙3）	
5 添付書類 (1) 会社概要 特に作成していない場合は、会社の概要が分かる内容が記載されているもの（ホームページに掲載している会社概要等）でも結構です。 (2) 法人登記簿謄本、定款及び事業報告書の写し (3) 過去2期分（決算期間が半年の場合には3期分、創業後間もない企業は創業後のものを全て）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）（写し可） (4) 連携先となる覚書締結先事業者等の主たる事業所が覚書締結先に所在していることを示す書類（登記簿等） (5) 連携関係にあることを示す書類（契約書等） (6) 地域経済牽引事業計画の承認書及び収受印押印済みの承認申請書（申請時点で承認を受けていない場合は、後日提出可。ただし、交付決定は同計画の承認後となります。）	

※サイズは、全てA4判としてください。

※パンチ穴あけや、ホッチキス留めなどをせず、クリップ等でまとめてください。

※3～5の書類については、参画機関（企業、団体等）がある場合はその全てについて提出してください。

（5(4)、(5)、(6)を除く）